

定期監査の結果

(令和元年度財務)

愛媛県監査事務局

1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

2 定期監査の着眼点

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

3 定期監査の実施内容

監査に当たっては、愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

4 定期監査の対象及び執行状況

令和元年度財務に係る定期監査は227機関を対象として実施した。そのうち、163機関は実地により、64機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	111	14	125
本庁	65	0	65
地方局	33	0	33
地方機関	13	14	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	30	41	71
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	22	41	63
公安委員会	8	9	17
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	7	9	16
公営企業管理局	10	0	10
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	7	0	7
合計	163	64	227
本庁	81	0	81
地方機関（地方局を含む。）	82	64	146

5 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

事務の管理・執行などが適当でなく、法令等に違反していたもの、著しく不経済又は非効率的な執行となっているもの、外部への影響が大きいものなど、重大な不備に該当するもの

・通知事項

事務の管理・執行などが適当でないが、重大な不備までには至らないもの

イ 留意事項

軽易な事務処理誤りなど

(2) 指摘事項の状況

令和元年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

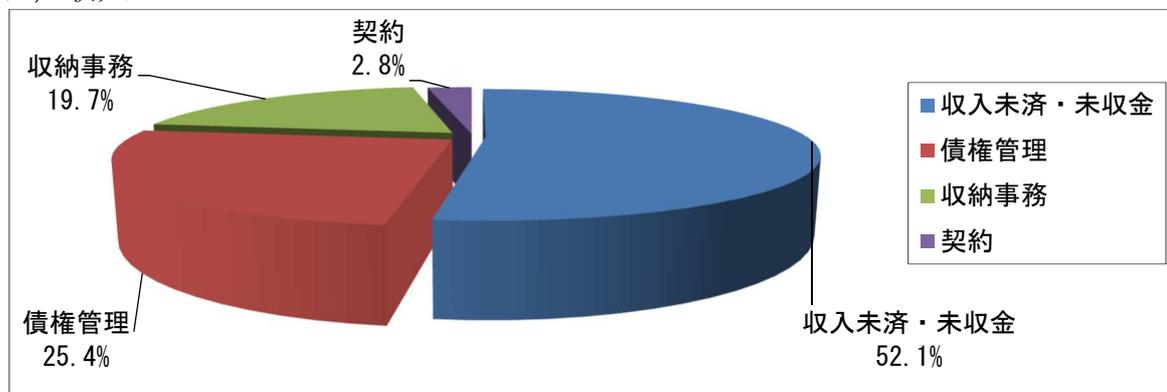
ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
		普通会計
企業会計	15	13
合計	140	65

イ 内容別

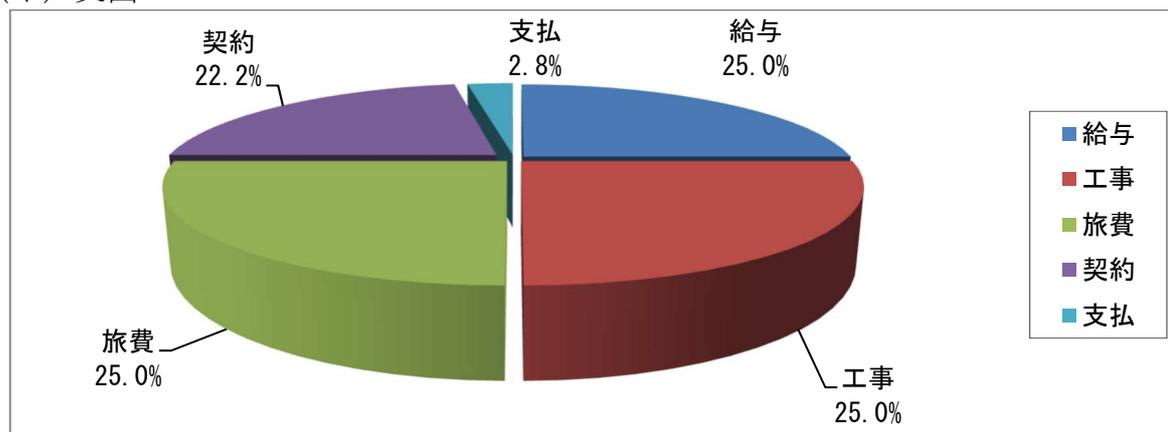
区分	収入	支出	財産管理・その他	計
指摘件数	71	36	33	140
うち公表	55	3	7	65
構成比 (%)	50.71	25.71	23.57	100.00

(ア) 収入



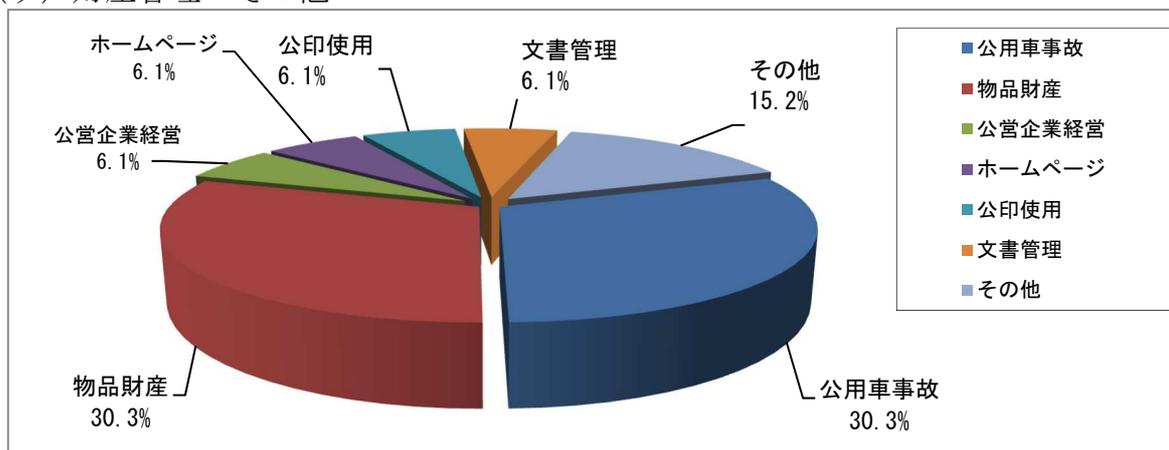
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 37 件、債権管理に関すること 18 件、収納事務に関すること 14 件、契約に関すること 2 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 9 件、工事に関すること 9 件、旅費に関すること 9 件、契約に関すること 8 件、支払に関すること 1 件である。

(ウ) 財産管理・その他



財産管理・その他に関する指摘件数は、公用車事故に関すること 10 件、物品財産に関すること 10 件、公営企業経営に関すること 2 件、ホームページに関すること 2 件、公印使用に関すること 2 件、文書管理に関すること 2 件等である。

(3) 留意事項の状況

令和元年度財務に係る留意事項の内訳は次のとおりである。
なお、主な留意の内容は、本書付録に収録している。

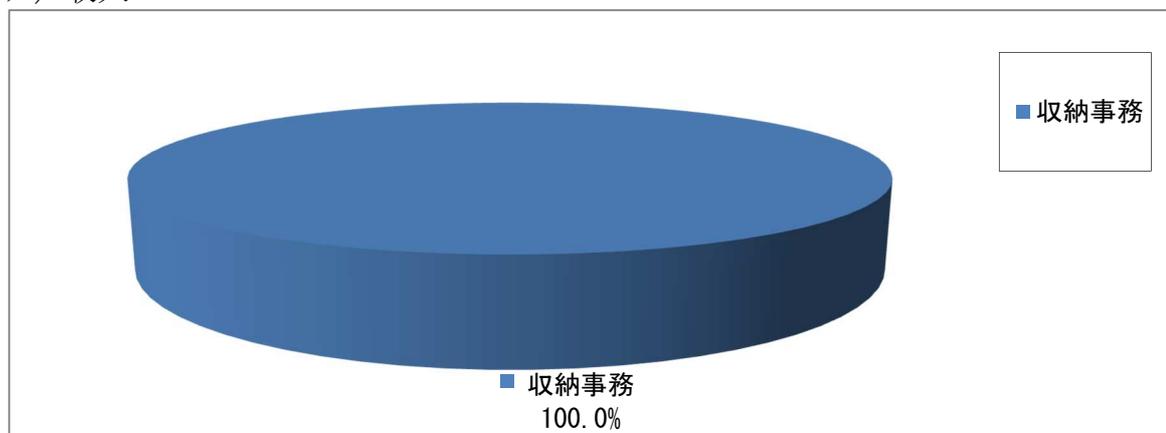
ア 会計別

区分	留意件数
普通会計	162
企業会計	3
合計	165

イ 内容別

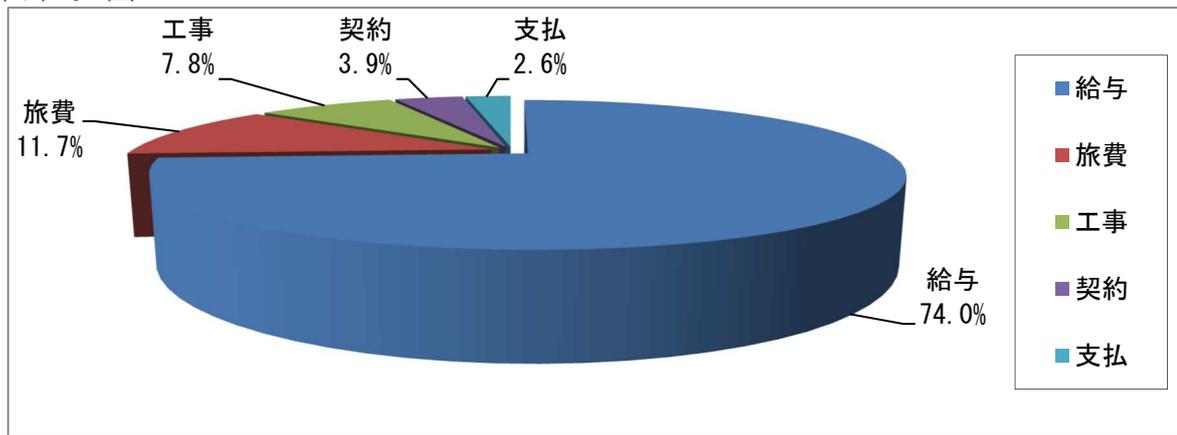
区分	収入	支出	財産管理・その他	計
留意件数	4	77	84	165
構成比 (%)	2.42	46.67	50.91	100.00

(ア) 収入



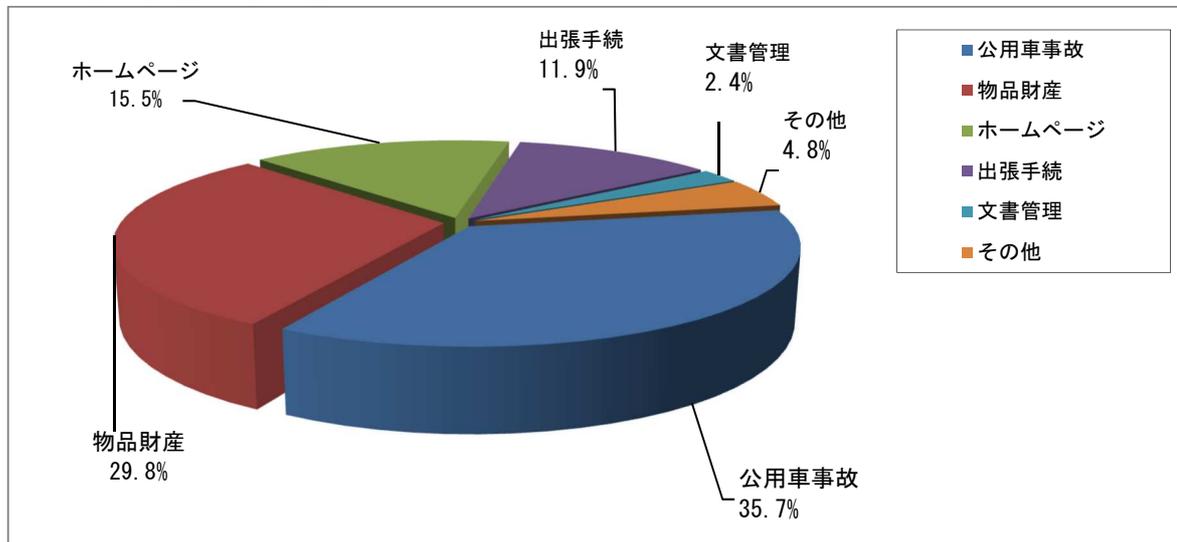
収入に関する留意件数は、収納事務に関すること 4 件である。

(イ) 支出



支出に関する留意件数は、給与に関すること 57 件、旅費に関すること 9 件、工事に関すること 6 件、契約に関すること 3 件、支払に関すること 2 件である。

(ウ) 財産管理・その他



財産管理・その他に関する留意件数は、公用車事故に関すること 30 件、物品財産に関すること 25 件、ホームページに関すること 13 件、出張手続に関すること 10 件、文書管理に関すること 2 件等である。